

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業団では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命、身体、権利を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」と言います。）を禁止しています。

○ 身体拘束等にあたる具体的な行為の例

- ・ 行動を制限するために、車いすやベッド等にロープやベルト等で固定する。
- ・ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、個別支援会議等を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・被代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、利用者本人又は家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束等を行った場合は、虐待防止委員会に報告するとともに、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に身体拘束等を解除すべく努力します。

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束等が一時的であること。

※ 身体拘束等を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束等の適正化に関する事業団内の組織に関する事項

- (1) 当事業団では、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団虐待防止対応に関する規程に定める虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。委員会は、年に1回以上開催します。
- (2) 虐待防止委員会の委員長及び委員は、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団虐待防止委員会実施要領に定めるとおりです。
- (3) 関係する職種や取り扱う事項の内容により、相互に関係が深い場合は、他の会議等と一体的に行う場合があります。
- (4) 虐待防止委員会では、身体拘束等の適正化に関し、次のような内容について協議し、その結果を職員に周知します。

① 身体拘束等を行っている利用者がいる場合

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、身体拘束等をしない場合のリスクを評価し、代替案や身体拘束等の解除について検討します。

② 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

③ 研修の実施計画

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とします。

(2) 実施は、年1回以上行います。

(3) 研修の実施内容については、実施概要、研修資料等を記録します。

4. 事業団内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、虐待防止委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 3要件の確認

① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性 身体拘束等が一時的であること。

(2) 組織による実施判断と虐待防止委員会による定期的な再検討

利用者の態様を踏まえ個別支援会議等において組織として必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとし、虐待防止委員会へ報告します。委員会は、その適正性等について検討するほか、身体拘束等の実施が継続している場合、日々の態様等を参考にして虐待防止委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

(3) 本人・家族への説明と記録

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人・家族へ説明し、個別支援計画へ記載します。

- ・ 身体拘束等の必要な理由(個別の状況)
- ・ 身体拘束等の方法〔場所、行為(部位・内容)〕
- ・ 身体拘束等の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 身体拘束等の開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、求めに応じていつでも利用者等が自由に閲覧できるように、当事業団のホームページに公表します。

(令和4年7月19日施行)

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

様

あなたの状態が、下記の①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の内容により最小限度の身体拘束その他の行動制限を行います。

ただし、解除することを目標に鋭意検討を行います。

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

身体拘束等の必要な理由 (個別の状況)	
身体拘束等の方法 [場所、行為(部位、内容)]	
身体拘束等の 時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
身体拘束等の 開始及び解除の予定	年 月 日 から 年 月 日 まで

上記のとおり実施します。

年 月 日

長崎市障害福祉センター

(又は 児童発達支援センター「さくらんぼ園」 / 長崎市障害福祉センター診療所)

管理者

印

説明者

印

(利用者・御家族記入欄)

上記について説明を受け、確認しました。

年 月 日

氏名

(本人との続柄)